

# 新潟県糸魚川地域振興局 清掃及び環境衛生管理業務委託 契約書

委託者 新潟県(以下「甲」という。)と受託者 (以下「乙」という。)は、新潟県糸魚川地域振興局の清掃及び環境衛生管理業務(以下「業務」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

## (目的)

第1条 甲は、糸魚川地域振興局の業務を別紙「新潟県糸魚川地域振興局清掃及び環境衛生管理業務仕様書(以下「仕様書」という。)」に基づき乙に委託し、乙はこれを受託し、仕様書及びこの契約書の定めるところにより、誠実に業務を行うものとする。

## (委託期間)

第2条 業務の委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

## (委託料の額)

第3条 業務の委託料の額は、年額 円とする(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)。ただし、その内訳は別表のとおりとする。

## (業務の譲渡等の禁止)

第4条 乙は業務を第三者に譲渡し又は再委託することができないものとする。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 前項ただし書きに基づき再委託を行った場合は、この契約に定める乙の義務と同等の義務を遵守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、再委託先による当該義務違反は乙の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

## (業務の変更)

第5条 甲は公務上の必要により、乙に対し臨時に業務の変更又は仕様書の範囲を超える作業の実施を求めることができる。

2 甲は契約期間中に庁舎等の増改築並びに模様替え等により業務に変更をきたす場合は、甲乙協議のうえ乙に増減に応じた業務を実施させることができる。

3 前2項の業務の増減に伴う委託料の増減については、甲と乙が別途協議するものとする。

## (作業員の指揮監督)

第6条 作業員の指揮監督はすべて乙において行うものとする。

## (作業員)

第7条 乙は作業員の行為については、甲に対し一切の責任を負うものとする。

2 乙は作業員に県の庁舎管理に関する諸規定及び基準仕様書の内容を守らせなければならない。

## (作業員控室)

第8条 甲は次に掲げる室を作業員の控室として乙に無償で提供するものとする。ただし、この控室の清掃は乙の負担において行う。

・糸魚川地域振興局分館1階 清掃員控室 15.00 m<sup>2</sup>

(委託料の支払方法)

第9条 乙は、第3条で規定する委託料のうち、各月に行った業務に対する別表の金額を翌月に甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の定めによる乙の提出する適正な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第10条 契約の保証金は 円とする。

(契約の解除)

第11条 次の各号の一に該当する事由が生じた場合、甲はこの契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に定める条項を履行しないとき又はこの契約に違反したとき。

(2) 乙又は従業員が故意又は過失により甲に損害を与えたとき。

(3) 正当な理由により乙が甲に対し契約解除の申し出をし、甲が合意したとき。

(4) 甲の委託方針が変更されたとき。

2 前項第1号又は第2号の規定により契約が解除された場合において、乙に損害を生じたとしても、甲は損害賠償の責めを負わないものとする。

3 第1項の規定により契約を解除するときは、あらかじめ1カ月前に相手方に通告しなければならないものとする。

第12条 甲は、前条に定める場合のほか、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(損害賠償)

第13条 乙は前条に該当するときは甲の請求する損害賠償金を甲に支払わなければならないものとする。

(疑義等の決定)

第14条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、これを決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する(本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する)。

令和8年4月1日

甲 新潟県糸魚川市南押上1丁目15番1号  
新潟県  
新潟県糸魚川地域振興局長 印

乙

印